

江戸時代における光琳像イメーの変遷について (下—一〇) — 文政以後 (三) —

安田篤生 美術教育講座 (美術史)

承前

尾形光琳(一六五八—一七一六)について語る場合、現在では「琳派」の絵師として取り上げるのが定着している。しかし、光琳在世当時、「琳派」という流派が存在していた訳ではない。「琳派(尾形流)」を代表する絵師として光琳を位置づけたのは酒井抱一(一七六一—一八二八)が初めてで、光琳が没しておよそ百年後のことである。文化十年(一八一三)冬に『緒方流略印譜(一枚摺)』を版行した抱一は、光琳百年忌にあたる同十二年六月に改訂版にあたる『尾形流略印譜』一冊を上梓したのである。しかし、抱一以前から諸書において光琳について言及されており、前稿まで、抱一以後に著された著作も含めた江戸時代の文献を通して窺える光琳に対する認識、すなわち江戸時代における光琳像(イメージ)の変遷についてたどってきた。

特に前稿では、文化十二年に『尾形流略印譜』が上梓されて以降に示された光琳像(イメージ)の内、『画乗要略』などについて考察し『古画備考』について検討をはじめた。しかし、章の途中で与えられた紙数が尽きてしまい、本稿で検討を続けることとした。

二二、『古画備考』(続)

朝岡興禎編『古画備考』に関して、前稿では光琳の項について検討を加えるとともに、同書三五・光悦流の記載全体に見られる先行書からの引用について考察した。特に後者の考察に関して、紙数の関係で各絵師についての記載に『尾形流略印譜』以外の如何なる先行書や資料が引用されているのかの全体像を示す事ができなかった。本稿の末尾にそれぞれの絵師についての記載内容をまとめた「表22」を掲げたので適宜参照されたい。

(三) 書籍以外の資料と伝聞

光琳に関する記述を前稿で検討する中で指摘したように、『古画備考』には先行書のみならず「奥隅氏楽焼師系圖并器物ノ奥書」や「質物手形」などの資料、あるいは「光琳系図」に基づいた檜山坦齋の尾形藤三郎に関する考察結果などが集積されている。特に、「質物手形」の全文が収録されていることから、関係する資料をできるだけ正確に写し留めようとするのが『古画備考』を編纂した朝岡興禎の姿勢ではないかと指摘した。

本節では、『古画備考』巻三五に集録されている光琳以外の絵師について、書籍以外の資料や周囲の人物から寄せられた情報がどのように扱われているのかを検討することにした。

まず、書籍以外の資料から見えていくと、光悦と光甫の項に引用されている「家記」がある。光悦の項では本阿弥次郎右衛門家に伝来した「光悦自賛三十六歌仙」を享保十六年二月から三月にかけて上覧に供した次第を伝えている(一ウ、二ウ)。また、光甫の項では本阿弥次郎右衛門家に伝来した光甫筆「三幅對中蓮左紅葉右藤」を享保十七年三月に上覧に供した経緯などを伝えている(四オ)。本阿弥家の「家記」としてよく知られているのは「本阿彌次郎左衛門家傳」³¹⁾だが、そこに同様の記述を見出すことはできない。周知のことに属すと思われるが光悦は本阿弥の別家に生まれたのに対し、引用文中に見える「三郎兵衛」は本阿弥嫡流の当主である。あるいはここでいう「家記」とは三郎兵衛家に伝来した資料かとも考えられるが、確認できない。また、管見の限り本阿弥一族に「次郎右衛門」を名乗る人物も確認できず、次郎左衛門の誤記とも考えられる。一方、本阿弥家が所蔵する光悦筆「三十六歌仙図」³²⁾については檜山坦齋編『皇朝名画拾彙』の光悦の項に記載があることを既に指摘したが、ここでは「嘗聞所畫三十六歌仙像至今其氏嫡家藏之」と三郎兵衛家が所有しているとしている。それに関連して、『皇朝名画拾彙』が指摘する作品との異同は不明ながら、明治二十二年

(一八八九)に中野其明が出版した『尾形流百圖』に光悦自画賛の三十六歌仙の模写が所載されており、それを納める袋に抱一が書いた「右ハ本阿弥次郎太郎所持之手鑑也以本阿弥栄次郎借寫者也」という墨書が写されていることも指摘した。ここに記された「本阿弥次郎太郎」や「本阿弥栄次郎」については不明であるが、抱一や檜山坦齋、朝岡興禎らが生きた江戸時代後期の江戸において光悦自画賛と信じられていた三十六歌仙図がいずれかの本阿弥家に所蔵されていたと考えて良いだろう。以上を勘案すると、光悦や光甫の項に引用されている本阿弥家の「家記」について、出典を確認できず引用文中に誤記がある可能性も排除できないが、記載内容から判断して当時存在した資料から該当箇所をなるべく忠実に引用しているとみなして大過なからう。

出典を確認できるものとしては、これは書籍に含めるべきで既に指摘したことだが、抱一の項に『尾形流略印譜』の序が引用されている。³⁶さらに、同書の抱一による自跋や『光琳百圖 後編』の序と跋も収録されており、両書に序を寄せている文晁の印影や『光琳百圖 後編』の跋に見られる抱一の使用印の印影まで、忠実に引用されている。

書籍以外では、乾山の項に記されている「光琳扇面繪粉本跋ニアリ乾山是ヲ門人立林何昂二送一巻トアリ右畫本者同苗長江軒青々光琳摸倭屋宗達直筆令臨書処不可涉疑論者也為後證之記之與親朋高醫北林立德丈云爾(元文戊午秋九月重陽前一日 紫翠老人緒方深省誌□□□)(二四才)」という一文についても出典を確認できる。文化十二年に酒井抱一が光琳百年忌を記念して開催した展観に出品された、文政九年(一八二六)に刊行された抱一編『光琳百圖 後編』に収録された「宗達筆光琳うつし乾山へ讓の巻物」の跋文については既に検討を加えたが、この一文とはほぼ同一である。「宗達筆光琳うつし乾山へ讓の巻物」の跋文は光琳百年忌に先立つ文化五年四月から九月に見聞した事項を記した大田南畝著『一話一言』巻二十八にも収録されており、菅原洞斎編『画師姓名冠字類鈔』の乾山の項にも引用されている。これらの内『画師姓名冠字類鈔』には末尾に押された深省(乾山)の使用印二顆の印影や文字の書風まで写し留められているのに対し、『古画備考』に引用されている「光琳扇面繪粉本跋」は「真筆」とすべき所を「直筆」と誤っており、末尾の印も本来は二顆であるのに三顆にしている。行替えも原文通りではなく書き流している。この事から判断すると朝岡興禎自身は現物を見ていない可能性もあるが、可能な限り資料の内容を正確に写し留めようとしたと考えて良いだろう。

同じ乾山の項の中で、興禎が自ら現物を確認した可能性が高いのが墓石(二四

ウ)である。文政六年の自跋を伴う酒井抱一編『乾山遺墨』の劈頭にも乾山の墓石やそこに刻まれた碑文を載せていることは既に指摘した通りである。³⁷『乾山遺墨』では墓の所在地を「東叡山麓坂本町新門前天台宗善養寺」と記し、左右に並べた表裏の碑文を単郭で括っている。それに対して『古画備考』では所在地を「坂本人谷(大エンマト申寺)」とし、碑文を二重郭で括っている。しかも、『乾山遺墨』では何故か裏面の末尾に刻まれた没年を「寛保二癸亥六月二日寂」と誤っている箇所を、正しく「寛保三癸亥六月二日寂」と記している。したがって、『乾山遺墨』から引用したのではなく、興禎が乾山の墓石を見つけて縮図したと考えられる。さらに、抱一上人の項に「配手札」として掲げられている「(十月五日)報恩講 雨華菴」「(正月十五日)畫始 雨華菴(五八ウ)の二枚についても現物を見て写したものと考えて良いだろう。

また、光琳の項について検討する中で指摘したように、『古画備考』三十五に収録されている落款や印章は「光琳印譜」、すなわち『尾形流略印譜』から引用されたものが多いが、増補されたものも少なくない。光琳については既に検討を加えたが、光悦の項に見える「光悦詩歌御巻物巻」の年紀や款印(二ウ)、宗達の項の「伊年」(朱文円印)〈秋野二枚折 朱墨濃〉から宗達法橋「對青軒」(朱文円印)〈八オ・ウ〉、乾山の項の乾山小屏風(庚辰三月十四竹本にて見)〈梅方墨〉京兆散客紫翠深省八十一歳書「靈海」(朱文方印)〈印〉から紫翠深省画「靈海」(朱文方印)〈二五ウ・二七オ〉は増補されたものである。また、何昂の項の太青何昂「方祝」(朱文円印)〈葛紅葉立物〉など(二八ウ)や倭屋宗理の百琳斎「元知」(朱文円印)〈福祿寿鶴鹿 松葉や口〉から百隣宗理筆「元知」(朱文円印)〈白雞ト朝貌〉(三四ウ)さらには抱一上人の項の抱一筆「鷺村」(朱文変形印)〈蓬萊ノ岩一本杉一羽鶴絹小直幅〉(三八ウ)も同様である。当然のことながらそれらのほとんどは朝岡興禎が見た上で忠実に写したものと考えられ、款印の傍らに作品名などが付記されたものが多い。

絵画作品をやや簡略に筆致で写している場合もあり、宗達の項に含まれている「蟬丸図」(九オ)では和歌賛や「伊年」円印までが写されている。同じ宗達の項にはより簡略な筆致で縮写された「白鷺図」(五ウ)と「菊図」(六ウ)もある。「白鷺図」の場合は縮図に続けて、「○宗達画水墨白鷺賛哥光廣卿立幅(乙亥十月七/阮塘にて見る)阮塘ハ書画共二正筆ト申され候予か所存ハ共二偽筆也然共真跡ハありて夫を写したる物也画よりも賛の方出来よし例の△ノ印押せり鷺ハ唐繪書か写したるもの也宗達法橋と見苦しく書て丸キ大印に對青と斗りあり印も甚あし、(坦齋)」(六オ)と記されている。つまり、「白鷺図」を「乙亥」の年(文

化十二年)十月七日に「阮塘」すなわち菅原洞斎のもとで見て洞斎とは異なる鑑識を示したのは檜山坦斎である。朝岡興禎は坦斎の伝えた情報を記しているわけで、興禎自身は作品を見ていない可能性が高い。また、「菊図」の場合は縮図の直前に図に添えて「○宗達菊(十月十六日宗海老宅にて見る)伏利ヨリ四□二買置」/「坦云甚見事正筆也/伊年ノ上ノ印ハ白字ニテ専ノ字ト見ユ」と記されている。十月十六日に「菊図」を見て「甚見事正筆」と判断したのは「坦」つまり檜山坦斎であり、興禎も同行していたのかは不明確である。

檜山坦斎は、『古画備考』三十五・光悦流の骨格をなしていると言っても過言ではない。「光琳印譜」(『尾形流略印譜』)を朝岡興禎にもたらした人物として指摘されており、本稿でもその点について既に検討を加えた。また、光琳の項にも坦斎からもたらされた情報をそのまま掲載している箇所が見られたが、宗雪や一樹、抱一上人や鶯浦(鶯蒲)の項にもその名を見ることが出来る。その内、宗雪の項では「喜多川宗説トハ書琳モ印モ異也但シ晩年ニ及テ相説宗説ナト、改シカ予未其画ヲ不見(坦斎)」「(二二オ)と、宗雪と「宗説」(相説)を別人とみなす『尾形流略印譜』とは異なる見解を示している。また、一樹の項では「或云(松葉屋半蔵ナリ)曾蔵一樹画屏有二印其捺上印中者光琳之二字下印則一樹也然則一樹者光琳別号耶其称青々亦當對号一樹矣(坦斎記)」と、「光琳」印と「一樹」印を伴う屏風がある事から一樹は光琳の別号ではないかとする情報を寄せている。さらに、興禎が利用した『尾形流略印譜』にも掲載されていない抱一や鶯浦に関する記載内容は、先述した先行書や資料からの引用箇所を除けば、そのほとんどが坦斎がもたらした情報で占められている。以上の他にも坦斎の名が散見され、朝岡興禎が『古画備考』三十五を編纂する上で極めて重要な働きをしたことに贅言を要さないだろう。

続いて、檜山坦斎以外の人物が関わった情報もいくつか見られるので一瞥しておくことにしたい。その内、乾山の項に見える「嵩月老」つまり観嵩月(一七五五〜一八三〇)がもたらした情報については既に玉蟲敏子氏が詳述されている。また、野々村通正については「加州画人(写山楼加州藩士ヨリ聞之云々)」(一〇ウ)と写山楼・谷文晁が伝聞情報を伝えており、何帛については「鎌倉又下谷三(谷ナトニ寓由(屠陵君話))(二八オ)と酒井抱一(別号・屠龍)から寄せられた情報を書き記している。菅原洞斎も飛来(三〇オ)について情報を伝えているほか、乾山について二代目乾山の弟子である宮崎富之助が明和三年(一七六六)三月に二代目乾山が記した文書(二五オ・ウ)を寄せている。

『古画備考』三十五に集録されている光琳以外の絵師について、伝聞情報も含

めた書籍以外の各種資料や増補された落款・印章を検討した結果、やはり博搜した資料を正確に写し留めようとするのが朝岡興禎の姿勢であると考えられる。しかしながら、『尾形流略印譜』を考察する際に参照した菅原洞斎編『画師姓名冠字類抄』にも収録した款印の傍らに作品名等を付記する例が散見された。また、本稿で扱った範囲に限っても、大田南畝著『一話一言』や曲亭馬琴編『羈旅漫録』にも収集した各種資料を正確に記録しようとする姿勢を見ることができた。つまり、本書に見られる興禎の姿勢は決して特異なものではなく、江戸時代後期の知識人の著述に類例を見出すことは難しくない。その姿勢で極めて大部な画家伝を編纂した点にこそ興禎の特徴を見ることが出来るだろう。

ここまで検討を重ねてきたように、収集した資料に対して朝岡興禎が新たな解釈を示すことは少ないのだが、興禎自身の評価が示されている場合がいくつかある。まず、蓮菴孤村の項を立て、「蓮菴孤村」という落款に続けて印文不明の方向を載せ、「宗達風 小角形/薄二虫 ふるし」(二三オ)と評しているのが目につく。『尾形流略印譜』をはじめとする書籍からの引用や他の資料は挙げられておらず、興禎が作品を実見して「宗達風」と判断し、「光悦流」に加えたのだと考えられる。しかし、蓮菴孤村とは抱一の弟子の池田孤村(号・蓮庵、一八〇三〜一八六八)であり、『古画備考』が編纂されていた当時存命である。あるいは実見した作品の画風を「ふるし」と評したのかもしれないが、「薄二虫」を描いたどのような作品を興禎が見たのかは不明で、何らかの誤解があったのかとみられる。また、「永海筆」という落款に「愛雪楼」(朱文瓢形印)を伴う款印の傍らに「三日月夕貌絹小立光琳風乾山ノ風有抱一上人より少シ古ク見ユル」と記している永海(三五ウ)も同様である。すなわち、ここに収録されている永海とは谷文晁に学び彦根藩御抱絵師になった佐竹永海(号・愛雪楼、一八〇三〜七四)だとみられ当時存命であったが、ここでも興禎は「抱一上人より少シ古ク見ユル」と判断しているのである。「三日月夕貌」を描いた作品がどのようなものであったのか不明ながら、何らかの誤解が介在していた可能性が高い。

その他、実見した作品から判断して「光悦流」に加えたと考えられる絵師に宗賀(三〇オ)や剛雪軒任齋(三二ウ)、法橋周南(藤原充國・三二ウ)、島元旦(島田元旦・三五ウ)がいる。この内、法橋周南の場合は款印に添えて「水葵光琳二似」と記している。さらに、谷文晁の実弟で鳥取藩士であった島田元旦(一七七八〜一八四〇)の場合も款印に添えて「絹/光琳流紅葉鳥犬子/柳二犬子双幅」と記している。興禎がどのような作品を目にしてこのような評価を下したのか分からずその当否についても論じられないが、興禎が実際に作品を見て

「光琳二似」「光琳流」と判断しているのであり、このような評言が記されていない宗賀らの場合も同様であると考えられるのである。

また、始房(三一ウ)と藤原古致(三三ウ)については、文化十二年版の『尾形流略印譜』にはその名が見えないものの、それぞれ「出于光琳印譜」「光印」との記載が見られることから興禎が参照した「光琳印譜」(『尾形流略印譜』)には収録されていた絵師である。その内、始房の場合は増補した印に添えて「光琳風梅立物」と記し、藤原古致の場合も増補した印影に「吾妻下り 下手光琳様」と付記している。これらも興禎がそれぞれの作品を実見して下した評価を記載したものと考えられる。

以上のように、檜山坦齋からもたらされたと考えられる『尾形流略印譜』を基盤に、書籍だけではなく伝聞も含めた各種資料を博搜してまとめ上げたのが『古画備考』三十五・光悦流であった。もちろん、その一部に誤解が含まれてはいるものの、抱一が「尾形流」と名付けたこの系譜の始祖を光悦として捉え直し、捕捉する資料の範囲を広げるとともに系譜自体を拡張した意義は大きい。さらに、既に玉蟲氏が的確に指摘されているように、³⁶⁾ 聖徳太子から朝岡興禎と同時代の絵師に至る浩瀚な画家伝を出自や流派によって分類する中で三十四「住吉家」と三十六「狩野譜一中橋家」の間に位置づけられたことで、「光悦派」が我が国における絵画の主要な流派・系譜の一つとして明確に認知されるに至ったことも見逃せない。

抱一の「尾形流」から興禎の「光悦流」へとこの系譜の名称が変更されたことで、名称から光琳との直接的な関わりは窺えなくなった。しかしながら、「光悦流」の本文全四〇丁八〇頁の内、光琳の項に一三頁が費やされており、それに次ぐのは乾山の一〇頁、宗達の九頁で一頁未満の絵師も多い。単にそれぞれの絵師に割り振られた頁数から即断することは難しいかもしれないが、興禎にとつてもこの系譜の中で光琳が最も注目される存在であったと考えられる。

一三、幕末から明治十年代まで—『扶桑画人傳』を中心に—

『尾形流略印譜』の内容をさらに充実させたともいえる『古画備考』三十五・光悦流であるが、多くの人の目に触れるようになったのは増訂本が弘文館から出版された明治三十六〜三十七年(一九〇三〜〇四)以降であって、それまでは原本を直接見たり写本に触れる機会があった限られた人々の間でだけ知られていた。

刊本では、先に名を挙げた池田孤邨が幕末の元治元年(一八六四)に『光琳新

撰百図』二巻³⁷⁾を上梓している。書名の通り、酒井抱一が編纂し出版した『光琳百図』と同様の光琳作品を縮写した図録で、絵画のみならず漆工品も収録されており、「秋好中宮図」(MOA美術館)など現在も光琳研究の中で重要視されている優品も見られる。一方、「世の中に尾形光琳のもてはやさるゝや一花一葉たに人は是を珍とし奇としよるこハさるハなし」と書き出す巻頭の自序で孤邨は、光琳は「やまと絵」の伝統を汲んで「雅」で筆墨は卓越しており、楽しみながら描いている点は我が国における南宗の第一ともいえると高く評価している。そして、自らは和漢の様々な画流を学んだ末に光琳の素晴らしさを理解できるようになり、抱一が編纂し出版した『光琳百図』にならって『光琳新撰百図』と名付けた二巻を刊行し、「おなし心あらん人々かつハわか門をふみならず教へ子の筆のたすけにもなれかしとてなん」ことを企図したとしている。幕末独特の修辭が用いられているもの、孤邨が抱一の弟子である事を勘案すると、江戸時代中期以降に形成されていた光琳像の範囲を超えるものではない。

明治時代に入ると、特に二十年代から三十年代にかけて様々な形で近代日本の美術史が形成されるようになる。そうした中であって、抱一の孫弟子に当たる中野其明が明治二十二年に『尾形流百図』を刊行したり、同二十五年六月には『尾形流略印譜』(明治版)を出版している。そして、明治三十五年から三十九年にかけて審美書院から『光琳派画集』全五冊が刊行されるのだが、³⁸⁾ 江戸時代における光琳像の変遷を探究してきた本稿の枠を越える。ここでは、江戸時代に著された書籍と新しい知見を総合して光琳をはじめとする絵師たちの伝記を編纂した『扶桑画人伝』を最後に取り上げることにした。

『扶桑画人伝』全五巻五冊は古筆了仲(一八二〇〜九一)が編纂し、明治十七年(一八八四)に坂昌員が発行したもので、同二十一年には増補再版されている。古筆了仲は古筆本家第一〇代了伴の門人で、江戸の古筆別家を継いでいた。凡例に「第一ノ冊ハ土佐家ヲ始トシテ其支流住吉板谷ニ終ル但シ其流ヲ學フ者カズ多アレハ次ノ巻ニ出ス第二ハ狩野家ヲ始トシテ其門派コレニ列ス第三ハ啓書記ヲ始トシテ雪舟雪村ノ末派ニ終ル第四ハ圓山又四條風ヲ始トシテ文人画家ニ終ル第五ハ帝王ヲ始トシテ親王以下公卿武家雜士僧分女筆浮世繪ニ至ル迄都テ五巻ニ分チテ一部ヲナス」とあるように、絵師を流派や身分によって分類しそれぞれの巻に納めている。その巻之四の末尾にあたる第六八丁表から第七五丁表にかけて「土佐風」として収録しているのが、宗達、光琳、乾山、始興、順定、信武、宗理、何昂、以十、長洲、芦々子、一樹、抱一、鶯蒲、蛎潭、其一、孤邨、為一である。

宗達以下に列挙されている絵師の名を見ると、抱一以前に掲げられている絵師はいずれも『尾形流略印譜』³⁶⁾にその名が見え、本書の「土佐風」に連なる絵師を選抜するのあたり『尾形流略印譜』を強く意識していることは明らかである。しかも、以十、長洲、芦々子、一樹は『尾形流略印譜』やそれを引用した書籍以外にはほとんど見ることがない。実際、本書の抱一の項には「曾テ光琳百圖及ヒ尾形流印譜ヲ著シテ不朽ノ功アリ」と記されており、了仲は『尾形流略印譜』を知っていた。しかも、それらの項の記載内容を見ると、文化十二年版『尾形流略印譜』で伝を欠き「光琳孫以十画」の落款と「光是之印」(朱文方印)のみを載せる以十については、「姓名詳ナラス光琳ノ画風ヲ能ク画ケリ落款ニ光琳孫以十画トセシモノアリ」(七二オ)と記すだけで、「光琳ノ画風ヲ能ク画ケリ」という部分以外は文化十二年版と一致する。同じく文化十二年版に「浪華の人光琳の遺風を學ふ安永天明のころの人なり」とある長洲は「姓名詳ナラス長洲ト云フ大坂ノ人ナリ光琳ノ風ヲ學ンテ画ク安永天明頃ノ人ナリ明治十六年迄凡百年余」(七二オ)と記されており、文化十二年版をそのまま引用している。また、『古画備考』や明治版『尾形流略印譜』では「蘆舟」の名で項が立てられている芦々子(深江芦舟)の場合も、「蘆々子 光琳の画によく似たり」と記す文化十二年版と本書の「姓名詳ナラス光琳ノ画風ニ髣髴タルモノナリ」(七二オ・ウ)という記述は極めて近い。一樹の場合も、文化十二年版では「何人か知らず光琳宗達の遺風有り元禄以前のものなるへし」と記されているのに対し、本書では「姓名詳ナラス光琳ノ画風ヲ慕ヒテ画ク」と(七二ウ)あり、活躍年代と宗達との関係を削除しているが両書の記述内容は近似している。従って、了仲が文化十二年版『尾形流略印譜』を知っていただけではなくその内容を本書に取り入れたことは確実である。

一方、本書の凡例には「古書ノ畫傳往々誤リモ少ナカラズ故ニ今之ヲ訂シテ記載ス」とあり、先行書の単なる引用に留まらない姿勢が示されている。

以上を踏まえて、『扶桑画人伝』巻之四第六九丁表から第七〇丁表にかけて掲載されている光琳の項を見ていくことにする。

○光琳(二百四十三)

尾形氏(印章ニ緒方トアルハ文字ヲ粧ヒ換ルノミ)名ハ方祝又道崇ト云ヒ光琳、寂明、澗声伊亮、青々堂、長江軒等ノ數号アリ俗稱ハ雁金屋藤重郎ト云フ尾形宗謙ノ子ナリ京師ノ人後チ江戸ニ寓ス初メ狩野ノ門ニ入りテ画法ヲ學ヒ依屋宗達ノ風ヲ慕ヒテ其趣ヲ能ク得タリ又古土佐ノ画ヲ信シテ彌々画法ヲ

研究シテ和画ノ上工ニ至ル後深ク光悦ノ風ヲ慕ヒテ書画漆作蒔画ニ至ル迄光悦ノ作意ヲ目的トナシ大ニ似タリ又自ラ宗達ノ風ニモ髣髴タリ終ニ新意ヲ出シテ一時名ヲ振フ當時名手ト稱ス殊ニ漆器ノ鍍金ニ妙ヲ得タリ硯箱棗(抹茶ヲ入ル、器)等ノ製作最モ絶妙ナリ又画ク所ノ花鳥人物山水草木鳥獸悉ク金銀泥ヲ交エテ以テ設色スルニ其美艶ナラサルハナシコトニ草花ノ彩色ニ工ナリ或ハ水墨ニテ画クトキハ画中工金泥ヲ流シテ意表ニ出タル趣ヲナセリ偏ニ光悦ノ画風ヨリ出タル圖多シ麓密トモニ一種ノ風韻アリテ大ニ賞譽セラル後世遺跡ニ名画アリ光琳百圖ト云ニ悉ク出ル實ニ一大名家ナリ享保元年四月六日歿ス五十六歳京師小川頭ノ妙顯寺中本行院ニ葬ル碑銘ニ長江軒寂明青々光琳居士トアリ明治十六年迄百六十八年

文化十二年版『尾形流略印譜』の記載と一致するのは、光琳が「尾形宗謙ノ子」で「宗達ノ風ヲ慕ヒ」、「享保元年」に没して「京師小川頭ノ妙顯寺中本行院ニ葬ル碑銘ニ長江軒寂明青々光琳居士トアリ」という部分である。「古土佐ノ画ヲ信シテ彌々画法ヲ研究シ」というのも、文化十二年版に「古土佐ノ風韻を學ぶ」と記されているのに類似する。しかし、『尾形流略印譜』を参照して書かれているのが明らかのは以上の部分だけで、命日や享年についても「六月二日」に亡くなり「歳六十二」であったとする『略印譜』と異なっている。つまり、この光琳の項は、『尾形流略印譜』だけではなく他の先行書も参照し、独自の知見も加味して記されているのである。では、どの部分に如何なる書籍が参照され、またどの部分が独自の知見に基づいて書かれているのだろうか。

先行書との関係に注目する時、まず目につくのは「俗稱ハ雁金屋藤重郎ト云フ」という部分である。いうまでも、光琳は呉服商「雁金屋」に生まれたが「藤重郎」を名乗ったことはない。一方、既に指摘したように、河津山白が編集して文化二年までに版行した『続茶人花押藪』や多くの点でその記述を引き継いで文化十五年に刊行された『本朝古今書画便覧』には光琳について「藤重郎」の名が見え、後者には「通称雁金屋藤重郎」と記されていた。『本朝古今書画便覧』とは、名が「方祝又道崇」で「寂明、澗声、伊亮」の号を用い、江戸に住んだことがあり、「漆器ノ鍍金ニ妙ヲ得」、「享保元年四月六日」に没したとする点でも一致し、同書を参照したと考えられる。ただし、同書に享年が「五十二歳」とされている点は採用されず、文久元年(一八六一)頃に刊行されたかとみられる『万寶宝書画全書』(『書画必携』名家全書³⁷⁾)に記されている「五十六」という享年を採用している。また、『本朝古今書画便覧』に光琳が漆器を作り描金(蒔絵)を

よくしたとしている点などは既に天明六年（一七八六）に出版された『新撰和漢書画一覽』³³⁵に記載が見られるのだが、同書には『本朝古今書画便覧』には記載のない「青々堂、長江軒」の号がある事が記されており、了仲は『新撰和漢書画一覽』も参照したと考えられる。その他、「画ク所ノ花鳥人物山水草木鳥獸悉ク金銀泥ヲ交エテ以テ設色スルニ其美艶ナラサルハナシコトニ草花ノ彩色ニ工ナリ或ハ水墨ニテ画クトキハ画中工金泥ヲ流シテ意表ニ出タル趣ヲナセリ」と、光琳が金泥を使用して描くと指摘している点は白井華陽が編述した天保三年（一八三二）に刊行した『画乗要略』に類似の記載を見出すことができる。³³⁶

小 結

本稿において、前稿に引き続き『古画備考』三十五・光悦流について検討を加え、朝岡興禎が如何にしてこの巻を編纂し、光琳像（イメージ）を形成したかについて考察を進めた。続いて、『扶桑画人伝』について検討を始めたが、「土佐風」に収録されている原文のほとんどを示すこともできず、章の途中で与えられた紙数が尽きてしまった。

『扶桑画人伝』の光琳の項に関しても検討すべき点が残されており、『尾形流略印譜』が明治に入って刊行された同書に与えた影響等についても検証すべきであろうが、次稿にゆだねることとしたい。

註

- (333) 「江戸時代における光琳像の変遷について（上）」「同（中）」「同（下—一）」「同（下—二）」「同（下—三）」「同（下—四）」「同（下—五）」「同（下—六）」「同（下—七）」「同（下—八）」「同（下—九）」（『愛知教育大学研究報告』第50・52・54・58・61・63・64・66・67・68・69輯（芸術・保健体育・家政・技術科学編）二〇〇一〜二〇〇年。なお、本稿における章や註、表の番号は前稿を引き継いでいる。
- (334) 『改定 史籍集覧』第十六冊（別記第二百五十七）。
- (335) 註（333）前掲、拙稿（下—八）。
- (336) 註（333）前掲、拙稿（下—六）。
- (337) 註（333）前掲、拙稿（下—一）。
- (338) 註（333）前掲、拙稿（下—一）。

- (339) 註（333）前掲、拙稿（下—四）。
- (340) 註（333）前掲、拙稿（下—九）。
- (341) 註（333）前掲、拙稿（下—七）。
- (342) 註（333）前掲、拙稿（下—九）。
- (343) 註（333）前掲、拙稿（下—七）。
- (344) 『古画備考』三十五に収録されている抱一と鶯蒲の項に檜山坦齋からの聞き書きが多く含まれていることは、玉蟲敏子氏が既に指摘されている。
- 玉蟲敏子「『古画備考』三五「光悦流」の問題」『原本『古画備考』のネットワーク』思文閣出版、二〇一三年。
- (345) 玉蟲氏、註（344）前掲論文。
- (346) 酒井抱一からの情報は檜山坦齋を介してもたらされて可能性もあるが、「抱一上人」ではなく「屠陵（屠龍）君」と記していることから朝岡興禎が直接抱一から聞いた話だと考えておきたい。
- (347) 宮崎富之助については、『角川 日本陶磁大辞典』「尾形乾山」（解説・岡佳子、角川書店、二〇〇二年）を参照した。
- (348) 池田孤邨の生没年については、岡野智子「池田孤邨論—新出の「紅葉に流水図屏風」を中心に—」註2（『国華』一四三九号、二〇一五年）による。
- (349) 註（333）前掲、拙稿（下—七）。
- (350) 玉蟲氏、註（344）前掲論文。
- (351) 『光琳新撰百図』については『琳派絵画全集 光琳派二』（日本経済新聞社、一九八〇年）所収本による。
- (352) 明治時代の様相の一端について、拙稿『光琳派画集』の前後—尾形光琳を中心とする近代「琳派」観をめぐって—（『美術フォーラム21』創刊号、一九九九年）でかつて論じたことがある。
- (353) 註（333）前掲、拙稿（下—二〜五）。
- (354) 註（333）前掲、拙稿（下—四・七）。
- (355) 註（333）前掲、拙稿（下—八）。
- (356) 註（333）前掲、拙稿（中）。
- (357) 註（333）前掲、拙稿（下—九）。

（二〇二〇年九月二十四日受理）

[表 22] 古画備考 (『尾形流略印譜』から引用された部分以外)

朝岡興禎編『古画備考』三十五「光悦流」(嘉永4年(1851)起筆)	
1 オ	松梅院禪昌 倣近衛公所画有受衣像 按ルニ此人ノ画余未觀覽セズ原書光悦流ノ巻首ニ出ス坦齋考ル処アリテ出セルナルヘケレハ其倣茲ニ出ス他日真蹟ヲ見テ考索スヘキ也
1 ウ ～3 オ	本阿彌光悦号大虚庵亦徳友齋寛永十四年二月三日没歳八十六〇氣宇高尚臨池之妙所举称画又逸格然傳世甚少嘗聞所画三十六歌仙像至今某氏嫡家藏之(拾彙)〇鷹峰記(寛永七年作)光悦叟嘗占數百弓之地以構小宇於此自号大虚庵(畧)「羅山文集」〇光悦自贊三十六歌仙次郎右衛門所持歌ハ金銀ヲ以書交 右哥仙之事は戌冬三郎兵衛由緒書系図為 上覽差上候節光悦家之事御尋被遊候ニ付同三郎兵衛先祖之段申上候所左候ハ光悦書置候物可有之旨被思召候由被 仰出候所前々數多有之候付人ニも遣候又元禄十一年寅九月可然物は類焼仕當時右之手鑑有之候へ共京都ニ差置候段申上候所當春申遣シ取テ下シ候旨申上候所享保十六辛亥二月十九日 上覽可被遊旨被仰出同廿五日ニ同名三郎兵衛ヲ以指上候所同三月廿一日三郎兵衛ヲ被為召田沼主殿頭殿ヲ以被仰出候ハ次郎右衛門所持先祖光悦自画自書之哥仙之事珍敷別而繪出來物ニ被為思召緩々御覽被遊可被為御留置被思召候へ共次郎右衛門家光悦相認候物駿と仕たる物は是斗と被為聞召候故御返被遊候随分大切ニ致差置候様被仰渡候(家記)〇光悦詩歌御卷物壹卷(御小座敷ニ出紙鳥の子下繪金泥ニテ松群立梅若松すゞきノ類種々裏蝶々ちらし金泥板木摺ノ様ニ何れも相見書法至て見事奥書寛永六年六十二トアリ寛永十四年八十六歳ニテ没トアルハ相違也可尋(奥書)寛永六年六月日/鷹峯山隱士大虚庵歳ノ六十二「光悦」(方印) 「光琳印譜」
4 オ	本阿彌光甫(光悦孫/光瑳子)号空中齋〇嘗嗜茶香能製陶器學祖翁之蹟精丹青之道然其画拂地不傳唯藤蓮丹楓三幅現存于其家(拾彙)〇享保十七壬子年三月十二日御城江(三郎兵衛)被召候而逸見八之助殿被仰渡候は光甫書申候繪次郎右衛門方ニ有之旨御聞及段田沼主殿頭殿ヲ以御尋被遊候右之繪差上可申旨被仰渡候翌十三日持参差上申候御より御尋光甫任法眼之儀は江戸ニ而被仰付候哉京官ニ而候哉之御儀ニ付禁裏御用先祖より代々相勤候ニ付京官ニ而法眼ニ罷成候由申上今以御繪旨所持仕候 同年五月朔日三郎兵衛次郎右衛門御城江罷出候三宅弥次右衛門殿被仰渡候は次郎右衛門曾祖父光甫書候三幅對差上 上覽御慰ニ成御機嫌ニ思召候其儘被為御留置候様ニも思召候へ共揃候物故御写被仰付候而御下ケ被遊候右は次郎右衛門江得と申聞候様ニ上意之趣弥次右衛門殿被仰渡候(三幅對中蓮左紅葉右藤/家記)
5 オ ～9 オ	俵屋宗達字伊年号對青軒叙法橋〇写山樓説賀州人野之村氏云々始師永徳後學本邦古画別為一家所画最似光悦其師受先後未得詳矣今傳世者多是偽倣嘗見源語閑屋卷図有光廣卿題詠殊為真跡(拾彙)〇「光琳印譜」〇宗達其俗姓をとへハ京の遊人也と山樂か粉本ニ倣ふ花草をよくす人物次之餘ハ又次之春秋の菜艸を画くに金碧を以て具にずいを引一風をなして世俗を悦ハしむ(逸人画史カ)〇京師養源院大客殿櫻欄ノ間松ノ間南廂杉戸二枚(象・獅子・犀)小客殿熊笹ノ間若竹ノ間菊ノ間上段樹木都而宗達筆「林泉名勝圖會」〇(縮図・白鷹図)宗達画水墨白鷺贊哥光廣卿立幅(乙亥十月七/阮塘にて見る)阮塘ハ書画共ニ正筆ト申され候予か所存ハ共ニ偽筆也然其真跡ハありて夫を写したる物也画よりも贊の方出来よし例の△ノ印押せり鷺ハ唐繪書カ写したるもの也宗達法橋と見苦しく書テ丸キ大印に對青と斗りあり印も甚あし(坦齋)〇宗達京師ノ人トアリテ其後ニ云カ又万年宗達ト称スル者伊年ノ族也其子孫加州ニ仕世々宗達ヲ通称トス各号ヲ異ニス万年ノ後ニ李少年又郭大年ト称スル者並ニ画ヲ能ス然トモ伊年万年ニ不及コト遠シ(書画一覽)〇野村宗達名以悦号伊年又号對青軒能登人初移居加賀金澤晚入京寓居豊宗寺狩野安信得其法大變其格花鳥用没骨法余嘗觀百花図重々疊參差不乱曲盡其状(画乘要畧)〇宗達墨画寒山(進藤一葉茶亭二階ニカゝル)〇宗達画拾得(中川石見守茶亭後ニ二階ニカゝル)〇宗達菊(十月十六日宗海老宅にて見る/伏利ヨリ四〇ニ買置)/坦云甚見事正筆也/伊年ノ上ノ印ハ白字ニテ專ノ字ト見ユ 「光琳印譜」 「伊年」(朱文円印)〈秋野二枚折 朱墨濃〉、「對青軒」(朱文円印)〈几帳背面官女 住吉鑑定之通書キ印也偽か〉、宗達法橋「對青」(朱文円印)〈邵康節像 贊呼長老〉、宗達法橋「對青軒」(朱文円印)〈蟬丸像・贊〉
9 ウ	宗達女 (野々村宗達女ト云)女重春「野」(朱文方印)「伊年」(朱文円印)
10 オ	北川宗説(又相説/トモ書コトアリ)二代目宗達ノコトニテ宗達ノ繪ヲ書達スコトアリ其画草花菊洞齋所藏(系図)俵屋宗達(野々村氏)一 宗説(喜多川氏北川トモ)一忠兵衛(九十歳卒)一(加州)中村善太郎 「光琳印譜」
10 ウ	野々村通正(俵屋)加州画人(写山樓加州藩士ヨリ聞之云々) 「光琳印譜」 〇彩色竹三朝貌鶴鶴立(坦見)
11 オ	北川正五(扇面上画鳥蝶松波等/贊語多是妙心寺僧南化/鐵山類也土佐風のゑ/疑是宗達父歟)北川正五書
11 ウ	順定号宗仙(備考第二十四名画十二ノ處ニ出ス可合考)(付箋:宗仙) 「光琳印譜」
12 オ・ウ	宗雪 光悦流ノ画宗達ノ子ナルヤ如何光琳印譜順定ノ次ニ出ス/喜多川宗説トハ書牀モ印モ異也但シ晩年ニ及テ相説宗説ナト改シカ予未其画ヲ不見(坦齋)〇宗雪不審其姓名後改相雪学光琳有逸氣余觀其秋野鶉鳥図運筆設色似其師光琳歿後就狩野某請学其家法示以己画其嘆賞日如學吾家法反失其奇格竟不授法結為友云(画乘要畧) 「光琳印譜」 「伊年」(朱文円印)〈坦書入/葡萄栗鼠小立物/箱書宗雪ト上人御筆〉
13 オ	野々村是真 「光琳印譜」
13 オ	蓮菴孤村 蓮菴孤邨「(不明)」(方印)〈宗達風 小角形/薄ニ虫 ふるし〉
13 ウ	*雛屋立圃(光琳印譜為宗達弟子此所ニ出ス其傳委于備考第十二卷ノ下)
13 ウ	*友禪(モ又出ス 委于備考第二十四卷)
13 ウ	*破笠翁翁(モ又出ス委于備考第十二卷ノ下)

13 ウ	伊豊（『略印譜』明治版）
14 オ・ウ	光琳系図（伊春より勝之丞に至る）
15 オ ～21 オ	尾形光琳名方祝又号寂明平安人初學常信後師伊年又創一格余嘗觀芙蓉峯図以濃墨作水際之岩用乳金（キンデイ）澆混（ソノギマジヘ）墨汁山頭塗白粉山腰塗石膏用石緑作松樹粲然可觀如使他人作此則俗惡令觀者發嘔也弟乾山亦能画北汀先生曰伊年光琳奇變不凡各有偏長以他天才筆姿令字正派則必與雪舟元信相抗識者深惜焉 柴田義董曰如伊年之草花自率胸臆揮灑縱橫信手而得其力量氣局可謂有過人者蓋前輩決無此格也至光琳益出新意轉常為奇筆姿微妙出其天性非強學之所能到也（画乗要略）○光琳宗達ノ風ヲ慕山本素軒ノ弟子トナル（浅井不旧印譜）○奥隅氏樂燒師系圖并器物ノ奥書ニ尾形藤三郎薩摩ノ呉服所也乾山燒ノ元祖此藤三郎かうりん模様ヲ書出也○光琳系図未出其称藤三郎矣雖然以宗謙書簡所當有尾藤三郎殿鑒考其文段謝歲暮鏡餅等之書而父子師弟之間也尾則尾形之略乎猶可考（坦齋考）○正徳六丙申六（或書四）月二（六）日（年五十二）長江軒寂明青々光琳居士京師小川頭妙顯寺中本行院（雁金屋藤三郎） 質物手形ノ一光悦鹿之硯箱（但内ニ硯水入有之） 壺面ノ一信樂水指（但塗ぶた有之） 壺ノ一 貳色ノ右者金子急ニ依要用右之道具質物ニ入金子七両利足月壺分ニシテ来春亥ノ三月切ニシテ借用所実正明白也右之日限ニ元利相調請戻シ可申候若一日ニても相延候ハノ御賣拂成共其方御所持に成共御心次第ニ可被成候尤一言之断申間敷候右之道具不殘我等代々所持にて外より構さハハリ毛頭無之候其内火難盗失不慮之義有之候者可為兩損定之為後日之仍而如件ノ元禄七年戌十月晦日 尾形光琳「日受」（朱文円印）（花押） ○光琳節分夜於花街所画宝船（賀樂狂夫所藏ノ羈旅漫録） 光琳筆「緒方」（朱文方印）（那古海圖服紗紙也 朱肉薄シノ永眞ト出来ノ前口トミユ）、法橋光琳畫（花押）、法橋光琳「方祝」（朱文方印）（雲乘大黒天）、青々光琳「方祝」（朱文円印）、「潤聲」（白文方印）、前大僧正行尊諸共に「正子口」（朱文壺型印）（三国筆海堂ト鑒）、「光琳」（朱文方印）（コレより少大）、法橋光琳「光琳」（朱文方印）（山水）、法橋光琳「（不明）」（朱文円印）「道崇」（白）（宇津山在中将と口口修行者立物）、法橋光琳「伊亮」（朱文円印）（白丁放鶴圖哥輝光卿トミユ） 「光琳印譜」 「（不明二字）」（方印）（坦書入光琳口リ）
22 オ	方淑（光琳男寿一郎） 「光琳印譜」
22 オ	光是（光琳孫）以十 「光琳印譜」
22 ウ	光琳画偽造者 松田ユウアン 元京人素性不宜ニ付追拂レ大坂住居彩色結構ニ画上手也 依田（アグリ）如水 土佐家門人大酒にて色々話アル人也今ハ故人也 下河辺玉水（已上文政四年七月廿六日春春話 （書加）大倉是水（小倉屋通笑話）
23 オ ～27 ウ	乾山「光琳印譜」○寛保三年六月二日尾形乾山卒八十三歳号深省称新三郎法橋光琳の兄なり弟とするは非也陶器に名あり茶事を能す坂本養善寺に葬す（武江年表 按ニ其没年ノ寿又光琳没年ノ寿ヲ以算スルニ兄ニハ非ス弟ナリ） ○薬法ヲ学光悦嵯峨直指庵獨照和尚ノ入門剃髮云々宗謙ハ光悦書ノ門人也無子老後仁清子伊八ヲ為養子二代目乾山是也伊八東都ヘ下リ武家ニ仕ヘ陶器ヲ製するハ二代目伊八也也尾形代々ノ墓所ハ小川妙顯寺ニあり乾山於東都没云々本所六軒堀筑嶋屋長屋ニ住又入谷村ニ住云々○光琳没後尚貞尼より寿市郎ノ手紙アリ今一度上京仕度存候（略）生涯對面無覚末候（略）伊勢町ヘ成共銀座ヘ成共御下シ被下度候（略）此手紙にてモ弥江戸にて没候歟○乾山晩年六軒堀築嶋屋（材木屋坂本米舟事）許ヘ来リ其長屋ニテ獨居シテ陶器ヲ製ス上野ノ准后様ヨリ折節召レシ時其泥ヲケケナル衣ノマニテ參時アノ方ニテ黒羽二重ノ小袖下着共ニ賜リ是ヲ着カヘテ御前ヘ出候掃候ても其賜リシ小袖ノマニテ又陶器ヲ拵シ泥ヲ取アツカヒ候由 四年已前口口口時植木屋手傳ノ者鏡ト申者乾山ノ子孫ノ由申老母方ニ乾山ノ薬法掛物等所持之由語候也（文政九年九十四高月老話） ○光琳扇面繪粉本跋ニアリ乾山是ヲ門人立林何帛ニ送一巻トアリ（跋文） ○深省墓 坂本入谷（大エンマト申寺）（墓碑銘文縮図・表裏） ○右正傳末期ニ是ヲ相写并乾山ト申銘末々ニ相成陶器ニ相記可燒事今相傳者也尤末々至横合より違乱申者無之者也深省儀致病死候と早束武江東叡山准后様御納戸ヘ我等遂伺公病死之趣申上庄屋方にて奉願候処則金子壺兩被下置其方如何共取置候様ニ被仰付寺茂御末寺被下醫王山口口寺ヘ召出右取置可申口被仰付候尤三日ニ至日碑料御付被下置候事ノ于時寛保三（癸亥）歲六月三日ノ右之通我等口末期ニ相送候處紛無之者也依之貴方儀右流レ御懇望ニ付右逸々相讓者也為後證添書加ヘ候處仍如件ノ明和三年（戊）三月日ノ（二代目也）乾山（花押）（弟宮崎富之助殿） ○乾山小屏風（庚辰三月十四竹本ニて見）（梅方墨）京兆散客紫翠深省八十一歳書「靈海」（朱文方印）（印）、七十九翁紫翠深省画（雪ノ松雪ノ梅ニ有之心元ナキモノ也 印同）、「省」（朱文円印）、「乾山八十老人造」、「乾山」（菊スカシ井底ニアリ 白葉）、乾山省書「（印文ナシ）」（變形印）、乾山（丸平皿）、紫翠老人省（花押）「逃禪」（朱文小長方印）（ナスヒ賛）、紫翠深省画「靈海」（朱文方印）「光琳印譜」
28 オ ～29 ウ	何帛（セキ）（号喜雨斎） ○何帛者加州之産父祖世業神農之術始名立林立德後改曰白井宗謙学画於乾山乾山與方祝印寛延世曆間有画名于世○鎌倉又下谷三ノ谷ナトニ寓由（屠陵君話）○何帛相州鎌倉人繪事を尾形光琳に学ぶ尤花卉に長す光琳没后印章を以て尽く此人に付与す因て其写する所の画に必光琳の印章を簽す通称平林（立イ北林也）立德又白井宗賢と改む更ム鶴岡逸民金牛山人等数号あり（逸人画史） 「光琳印譜」 太青何帛「方祝」（朱文円印）（葛紅葉立物）、○白井宗兼 葡萄菊絹如宗達「伊年」（朱文円印）「白井」（朱文重郭方印）
30 オ	飛來 印ニ蝶々子トカ有之甚光琳ニ似リ淡々上野宮様ノ交張襖ニカカリシ（阮塘話）
30 オ	宗賀 雪山水善画ト也桂昌院様御兄弟にて嵯峨ニ御隠居ノ由
30 ウ・ 31 オ	渡邊始興称求馬画ヲ狩野家ニ學テ後一家ヲナス光琳風ヲ慕フ京師人（書画一覽）○渡邊始興通称求馬平安人初学狩野氏後參以光琳淘汰ニ家自成一派）沖濶濶澤壇名於一時余嘗觀其山水殆与尚信爭先又觀墨梅墨

	松深得光琳筆意應舉常稱之為能手〈画乗要略〉○始興画遊女大江像〈上粘大江之書〉樋口氏所蔵〈羈旅漫録〉 「光琳印譜」
31 ウ	始房〈始興男乎門人乎出于光琳印譜〉 「光琳印譜」、 「百□□子之章」 （方印）〈光琳風梅立物〉
32 オ	一樹 能似光琳或云光琳別号也云々○或云〈松葉屋半蔵ナリ〉曾蔵一樹画屏有二印其捺上印中者光琳之二字下印則一樹也然則一樹者光琳別号耶其稱青々亦當對号一樹矣（坦齋記） ○一樹ハ鶴書也いつも三幅對マナ鶴「（印文不詳四字）」（朱文方印）〈一樹印〉 「光琳印譜」
32 ウ	剛雪軒任齋 剛雪軒任齋七十一歳画之「寿静」（朱文瓢形印）〈粟二鶴〉
32 ウ	法橋周南書 藤原充國（白文方印）〈水葵光琳ニ似〉
33 オ	永田友治〈号青々子〉 「光印（光琳印譜）」
33 ウ	藤原古致 「藤公□」（朱文八角印）〈吾妻下り 下手光琳様〉 「光印（光琳印譜）」
33 ウ	古廣 宝曆比 遠藤伴助ノ弟勝五郎
34 オ	長洲 「光印（光琳印譜）」
34 オ	芦舟 「光琳印譜」
34 ウ ～ 35 オ	俵屋宗理〈号百琳〉 「光琳印譜」 元知号柳々居百琳専ラ光琳ノ画法ヲナス此円印アルモノ世ニ誤テ光琳トス ○百琳斎「元知」（朱文円印）〈福祿寿鶴鹿 松葉や口〉○柳々居百琳宗理「元知」（朱文円印） 青々宗理筆「岩根」（朱文円印）〈菊ノ繪〉○百隣宗理筆「元知」（朱文円印）〈白雞ト朝貌〉 ○宗理一宗琳（秋田へ參）一宗理一北斎、「光琳印譜」
35 ウ	永海 永海筆「愛雪樓」（朱文瓢形印）〈三日月夕貌緋小立光琳風乾山ノ風有抱一上人より少シ古ク見ユル〉
35 ウ	島元旦 「元旦」（朱文円印）〈絹ノ光琳流紅葉蔦犬ノ柳ニ犬子双幅〉
36 オ ～ 38 ウ	抱一上人 酒井氏字栄八郎（雅樂頭）忠挙朝臣男（出家一向宗）等覚院暉真始号屠陵後改鶯村文政十一年廿九日（廿一日）化年七十二（六十八武江年表）十二月七日葬（坦記）○酒井抱一子専ら光琳風を画き當六月二日光琳忌を宅にて致し光琳画幅六十通りも集られ候石川大浪殿より委く承ぬ今日も觀氏にて其噂出候一體此御方の画修行より才氣にて画き被申候也画ハ最初哥川豊春門人也其浮世繪を捨て光琳になられ候也書ハ専ら其角を学れ候今ハ少し違候今日扇へ自画賛を見せられ候淡墨にて杉を書ちかつきの森のあたりやほとゝきす當時の風調也（坦記）○文政四年五月廿三日東口ニテ聞鶯村子へ外方より竹谷などの偽せ候文晁の画に賛を乞に來る事あり似せ物れとも先方ニより断りもならざる所あるにより近比其似せの繪の賛にはかり捺し候印別に拵られし由○丙戌九月三日鶯村子ヨリ新刻光琳百圖後篇二冊ヲ贈ラル翌日御挨拶ニ參シ処御他行ニテ福田氏に申置帰ヌ序ハ写山楼也○抱一上人所輯光琳百圖稱為奇絶今茲丙戌上人更彙其餘為後編一卷光琳筆蹟傳世甚鮮是編前後為圖數百種工妙秀麗足以想像其神采也 文政九年六月二日文晁、跋緒方先生の繪かける所月々に日に目に目にさへさるものは筆にまかせ書集けるかやゝ一頁圖に余りぬ今年 文政丙戌の六月光琳忌の一助に備へ又是を百圖後編と名つけ二冊に綴て同好の人にあたへむと梓に行ことにはなりぬ 抱一暉真誌「文詮」（朱文瓢形印）○尾形流畧印譜（序）抱一上人最好光琳筆凡所目撃有稍異必摹留之但琳之輩印色不用油朱多用調膠朱是以印文肥瘦每幀不同字體有不可辨者上人病其如此特選字體鮮明者輯為一本名緒方流印譜一日袖來見似摹勒極精不堪傾賞因題一言還之 乙亥六月 文晁「印」、〈跋〉余聚緒方氏印畫掇拾之也嘗以慕其風隨得隨摸而蔵之頃者骨董某氏請襄其譜于梓以公之好事士乃索篋衍輯以與之庶幾觀者補其所漏爾 文化乙亥六月二日 抱一道人識○文政九年比ヨリ水戸家へ書画ノ賣品ヲ常ニ出サルコト兼テ聞及へり當秋カ冬ノ始御茶會ニ掛リシ利休筆喝ノ一字杯モ古筆氏所々へ見セ候へ共誰モ怪シ買不申ヲ丸屋ヨリカ上人ノ方へ來リ夫ヨリ小石川へ納リシ也斯ノ如キ大珍書トソ扱申サルト也成經三首懷紙モ小石川ヲ心アテニ致サレ買取出サレシニ元來納屋上方ヨリ買來リテ直ニ小石川へ出セシニ写物也トテ帰リシ品故參リカネ今ニ所持ナリ世ノ人譏ル物アレトモ予ハ是ヲ論シテ曰は貴公子ユヘモト戲也強テ金帛ヲ欲セラルトニ非ス其故ニ其策クハシカラズ貴キ所以也ト立原氏云其画カヽルヽ所ノ専門トセル光琳宗達ノ偽物ヲ真跡トセラルレハ其外ノ鑒定ハ勿論不鑒ト知ラルト由語ラルサレト當時世ニ行ハルヽコト上方マテモ隠レナシ（坦記）○抱一上人号雨華庵法光琳雅趣不凡時工恐服（画乗要略） 「〈十月五日〉報恩講 雨華菴」（配手札）、「〈正月十五日〉畫始 雨華菴」（配手札） ○抱一筆「鶯村」（朱文變形印）〈蓬萊ノ岩一本杉一羽鶴絹小直幅〉
39 オ ～ 40 オ	鶯浦 上人猶子稱八十曆筑地西本願寺中より養子ト云繪事を好ミ被申様子も宜き仁也文政五年正月（十五才許）茅屋へ始て年礼ニ被參自画の扇子給り候能く画き被成候世間ニテ抱一上人ノ附弟等覚院の主タルヘキ新發智ニテ彼宗ノ養子也ト思ヘリ予モ其如ク心得右ノ取扱ニナシ來リシカ金山永寿老ノ話ニテ始テ委キコトヲ知り曰ク鶯浦子ハ上人ノ養子ニ非ス家臣也上人ノ家事ヲ掌ル妙賀尼（俗名チカ）ノ願ニ自分ノ養子ニ同宗旨ノ新發智ヲ貰ヒ上人ノ百年ノ後モ永ク御恩報謝ノ為ニトテ尋ラルトニ筑地本願寺中ジヤウリウ寺冷然上人ノ弟ノ僧牛込同宗ノ寺ヲ持リ其二男ヲ申入シ者アリ抱一上人自ラ往テ見ントテ參ラレ可宜トテ定ラルト則コレ鶯浦子也大塚ノ庵ニ參ラレテヨリ上人ノ事ヲ御父（トヽ）様ト申サルトヲ上人モ其申スマヽニ致置レシ故世間ニテモ猶子ト思シ也暫アリテ漸姫路屋敷へ聞エ左様ニテハ有マシキ由申參リケレハ其後ハ御父トハ不被申サレトモ上人甚愛セラレ鶯浦子モ父ノ如クニ親シミ厚キ也其上画ヲ能致サレ當年モ上人ト同ク水戸御守殿へ出ラレ席画カヽレ候但シ書物ヲ学ヒ候事ハ嫌ニテ少殘念ナレトモ一體オ子ニテ書モ少ク薫堂ニ学レシカ今ハ上人ノ筆意ニ聊カハラズ出來候近頃ハ専ラ事ヲ好マレ宗微ヨリ点シ方ナト聞カレ茶器ハ墨助ニ聞レ候也（文政十年五月廿四日聞 坦齋）○雨華庵二世鶯蒲天保十二年没○鶯蒲名詮真一号伴清獅現（會日一六ノ下谷金杉鶯塚）雨華菴參議（廣益諸家人名録）
40 ウ	堀七五郎、抱一上人、麴塙 其角似セ名人三人也ノ此節麴塙定家卿ノ似セヲ御普請役ヘウリノ露頭ノ取沙汰噂候 文丙子二月四日いせ守隱居鶴夫より聞 坦
42 オ	*見せ消ち（白井宗兼：何昂の項参照）

* 3 ウ, 21 ウ, 41 オ・ウは白紙